

株式会社恵の運営する障害福祉サービス事業所所管自治体等連絡会議の開催について

令和6年6月28日

1. 障害者グループホーム等を運営する株式会社恵について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項第6号の規定による、いわゆる連座制が適用されることに伴い、株式会社恵の利用者に対する継続的なサービス確保のため、厚生労働省と株式会社恵の運営する障害福祉サービス事業所を所管する自治体との間及び所管自治体相互間の緊密な連携体制を構築するとともに必要な情報共有を行うことを目的として、株式会社恵の運営する障害福祉サービス事業所所管自治体等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部企画課及び障害福祉課）及び株式会社恵の運営する障害福祉サービス事業所を所管する自治体（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、福岡市、水戸市、宇都宮市、高崎市、前橋市、川崎市、越谷市、船橋市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市及び一宮市）とする。ただし、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。
3. 連絡会議の庶務は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、構成自治体と協議の上で、厚生労働省が定める。